

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	健康増進法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大和町は、健康増進法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・内部による不正利用防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、職員IDやパスワードにより操作者及び操作による権限を限定し、追跡調査のためにコンピュータに使用記録の保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。

評価実施機関名

大和町長

公表日

令和4年3月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進法に関する事務
②事務の概要	健康増進法に基づく健康教育、健康相談、訪問指導、各種検診など、町民の健康増進のために必要な事業（以下「事業」という）を推進するために行う事務で、利用申込、事業対象であることの確認、検診の案内、受診券の発行、事業の提供、事後指導・結果管理等を行う。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①健康増進事業の対象者の把握に関する事務 ②生活習慣相談等その他健康増進事業の実施に関する事務 ③各種検診結果情報の個人記録管理
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
受診者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法9条第1項、別表第一の76の項並びに平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号、別表第二の102の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第50条 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号、別表第二の102の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第50条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 宮城県黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目1番地の1 022-345-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康支援課 宮城県黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目1番地の1 022-345-4857

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	I. 5. ①部署	保健福祉課	健康支援課	事後	
令和1年6月27日	I. 5. ②所属長の役職名	保健福祉課長 千葉 喜一	課長	事後	
令和1年6月27日	I. 7. 請求先	総務課 宮城県黒川郡大和町吉岡字西松木1番の1 022-345-1111	総務課 宮城県黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目1番地の1 022-345-1111	事後	
令和1年6月27日	I. 8. 連絡先	保健福祉課 宮城県黒川郡大和町吉岡字西松木1番の1 022-345-7221	健康支援課 宮城県黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目1番地の1 022-345-4857	事後	
令和1年6月27日	II 1. いつ時点の計数か	平成27年11月30日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年6月27日	II 2. いつ時点の計数か	平成27年11月30日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年6月27日	VI リスク対策		全文	事後	様式変更の追加項目
令和3年3月5日	II 1. いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	令和3年3月1日 時点	事後	
令和3年3月5日	II 2. いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	令和3年3月1日 時点	事後	
令和4年3月10日	II 1. ③システムの名称	健康管理システム	健康管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	事前	
令和4年3月10日	II 4. ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年3月10日	II 4. ②法令上の根拠		【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号、別表第二の102の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第50条 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号、別表第二の102の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第50条	事前	
令和4年3月10日	IV 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	〔○〕接続しない(入手) 〔○〕接続しない(提供)	〔 〕接続しない(入手) 〔 〕接続しない(提供)	事前	
令和4年3月10日	IV 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事前	
令和4年3月10日	IV 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事前	